

まとめ

本研究会の背景にある真の課題は「労働関係の紛争や不利益な取り扱いの未然防止および解決」であり、そのことを「労働関係法制度をめぐる教育のあり方」という切り口で議論しているものと理解している。

これまでのヒアリング等でも明らかであるように、紛争や不利益な取り扱いに至った経緯において、法知識*の欠如とコミュニケーションの欠如が二大要因であり、かつ多くの事例において両者は渾然一体となっているように思われる。換言すれば「働く」ことの基本として、遵法とコミュニケーションが極めて重要であり、その意識の高い者ほど、紛争や不利益な取り扱いに至りにくいのではないかと思われる。本研究会においては、この二点（法知識とコミュニケーション）を両輪としてまとめていくことが望ましいのではないか。

*** 弊社の事例においては、社内規定や労働組合に関する知識を含むものと理解いただきたい。**